

第2章

グループ法人間の譲渡取引

I 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の繰延べ

制度の概要

内国法人（譲渡法人）がその有する譲渡損益調整資産をその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人（譲受法人）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（譲渡損益調整額）は、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入されます（法61の13①）。

1 譲渡損益繰延べの対象となる譲渡

問22 「譲渡損益調整資産に係る譲渡損益の繰延べ」が適用される譲渡は、どのような法人間の譲渡ですか。

【回答（要旨）】

完全支配関係がある内国法人間の譲渡となります。

【解説】

内国法人（普通法人又は協同組合等に限ります。以下「譲渡法人」とい